[事案 29-279] 失効無効請求

· 平成 30 年 10 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

失効前に保険料の未納通知が届かなかったこと等を理由に、失効の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成28年4月に契約した終身医療保険について、口座の残高不足により保険料の振替および再振替ができず、平成29年9月に失効したが、以下の理由により失効を無効としてほしい。 仮に失効が有効であったとしても、失効前と同一の条件で復活の承諾をすべきである。

(1)本契約が失効する前に、保険料が未納になっている旨の通知が郵送されず、失効通知が突然送られてきた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、猶予期間内にも保険料が支払われなかったため、失効したものであり、平成29年8月に、申立人に対して、保険料が未納になっている旨が記載された案内書を送付している。
- (2) 本契約の復活申請時の告知内容からすれば、失効した契約と同一条件での復活の承諾はできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情 聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に対して保険料未納案内書が送達されたものと認められ、その他 保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがな いと判断して、手続を終了した。